

嫡出の推定

嫡出子	法律上婚姻関係のある男女から生まれた子
非嫡出子	法律上婚姻関係のない男女から生まれた子

【嫡出が推定される子】…婚姻関係のある男女から生まれた子と推定される

- ①妻が婚姻中に懐胎(妊娠)した子は、夫の子と推定します(民法772条1項)。
- ②「婚姻の成立の日から200日を経過した後」又は「婚姻の解消若しくは取消しの日から300日以内」に生まれた子は、婚姻中に懐胎したものと推定します(2項)。①②の子は、「推定される嫡出子」と言います。

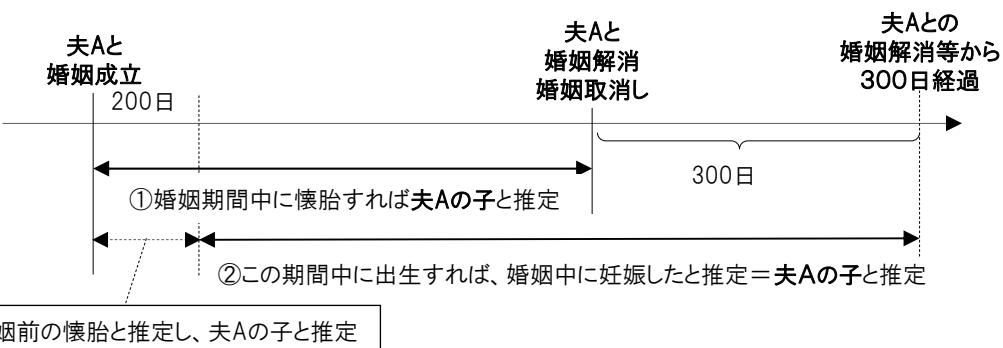
【①の具体例】

A男とB女が婚姻(結婚)し、婚姻期間中に、子Cを懐胎(妊娠)した場合、Cは夫Aの子であると推定される

【②の具体例】

A男とB女が婚姻(結婚)し、婚姻後250日経過後に、子Cが生まれた場合、Cは夫Aの子であると推定される

A男とB女が婚姻を解消してから250日経過後に、子Cが生まれた場合、Cは夫Aの子であると推定される

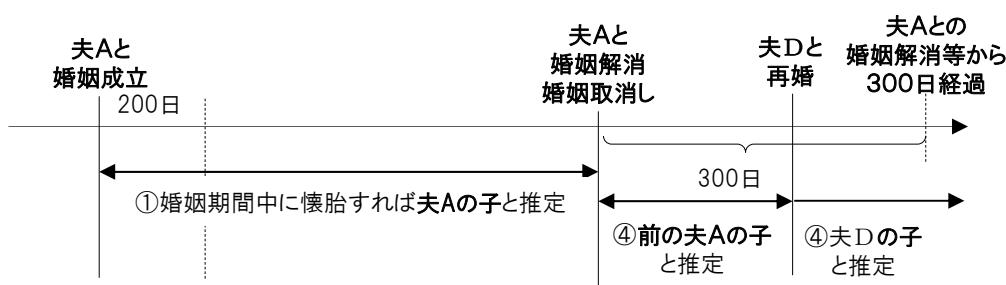


■ 離婚(婚姻解消等)後、300日以内に再婚した場合…再婚後に出生した子は、再婚「後」の夫の子と推定
再婚前に出生した子は、再婚「前」の夫の子と推定

【④の具体例】

A男とB女が婚姻(結婚)し、その後離婚。離婚後300日以内に、夫Dと再婚。

- ・再婚「前」に子Cが生まれた場合、再婚前の夫Aの子であると推定される
- ・再婚「後」に子Cが生まれた場合、再婚後の夫Dの子であると推定される



①②③④推定される子	上記①②③④の子
推定の及ばない子	上記①②③④には該当するが、妻が夫によって懐胎することが不可能な事実がある場合 【具体例】①②③④の期間中、夫が刑務所に入っていた場合

父子関係の否定

父と子の関係を否定する方法は、「嫡出否認の訴え」と「親子関係不存在確認の訴え」の2つがあります。

①②③④推定される子	→ 嫡出否認の訴え	婚姻関係のある男女から生まれた子(嫡出子)について、「この子は私(夫)の子ではない!」と訴える
推定の及ばない子	→ 親子関係不存在確認の訴え	「嫡出推定の及ばない子」について、「私(夫)は、ずっと刑務所にいたのだから、この子は私(夫)の子ではない!」と訴える

	嫡出否認の訴え	親子関係不存在確認の訴え
提訴権者 (原告)	夫、母、子、前夫	利害関係人(夫または子、利害関係のある第三者)
相手方 (被告)	夫が原告の場合、子または親権を行う母を被告とする (親権を行う母がいないときは、家庭裁判所は特別代理人)	夫が原告の場合、子が被告 子が原告の場合、夫が被告 利害関係のある第三者が原告の場合、夫と子が被告
提訴期間	下記から3年以内 • 父の否認権 → 父が子の出生を知った時 • 子の否認権 → その出生の時 • 母の否認権 → 子の出生の時 • 前夫の否認権 → 前夫が子の出生を知った時	制限なし